

須坂市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

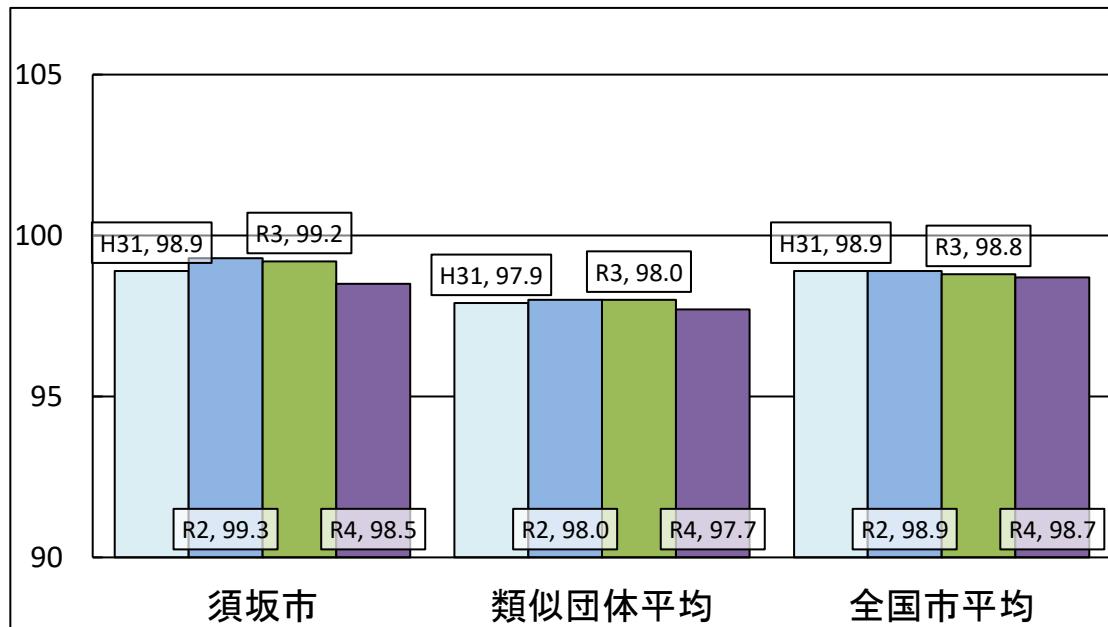
区分	住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 50,062	千円 30,436,196	千円 1,019,257	千円 4,843,768	% 15.9	% 13.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 424	千円 1,635,651	千円 238,386	千円 623,171	千円 2,497,208	千円 5,889	千円 5,938

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成員）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 須坂市では地域手当の制度がないため、地域手当補正後ラスパイレス指数はない。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

※須坂市には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。

月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、県に準じて改定をおこなっています。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
元年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
元年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

【 実施 未実施】

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合にはその理由））

(給料表の改定実施時期) 平成30年4月1日(適用)

一般行政職の給料表について、国及び長野県人事委員会給与勧告の内容を基本とし、平均0.5%を引上げ。

また、総合的な見直しとして、平成27年4月1日に一般行政職の給料表を国の見直し内容及び、長野県人事委員会給与勧告の内容を基本とし平均0.9%引下げ。(平成26年県人事委員会給与勧告による平成26年度適用給料表と平成27年度適用給料表を比較した場合の平均改定率)激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

※須坂市では、地域手当の支給(制度)はありません。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について長野県の改正に合わせ見直しを実施。(平成27年4月1日実施)長野県の改正に合わせ昇格時の対応号俸の見直しを実施。また、55歳を超える職員については、定期昇給を標準の成績では原則1号俸とするなど、高齢層の給与抑制措置を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
須坂市	42.6 歳	323,296 円	381,316 円	351,186 円
長野県	45.1 歳	330,600 円	391,555 円	364,415 円
国	42.7 歳	323,711 円	— 円	405,049 円
類似団体	42.7 歳	316,789 円	375,800 円	343,390 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
須坂市	59.4 歳	2 人	354,200 円	359,650 円	359,575 円	—	—	—	—
うち清掃職員	58.9 歳	1 人	353,300 円	362,000 円	359,800 円	廃棄物処理業従事者	47 歳	306,000 円	1.18
長野県	59.5 歳	5 人	280,800 円	295,500 円	290,085 円	—	—	—	—
国	51.5 歳	2,114 人	286,570 円	— 円	328,416 円	—	—	—	—
類似団体	53.0 歳	21 人	315,091 円	338,909 円	327,577 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
須坂市	—	—	—
うち清掃職員	5,980,400 円	4,266,500 円	1.40

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成31～令和3年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員において前年度に支給された

期末・勤務手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
須坂市	42.1 歳	320,600 円	355,884 円	347,686 円
長野県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	38.9 歳	299,696 円	372,103 円	328,184 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（=時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（4年4月1日現在）

区分		須坂市	長野県	国
一般行政職	大学卒	186,000 円	192,600 円	182,200 円
	高校卒	153,700 円	158,100 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	153,700 円	153,500 円	—
	中学卒	—	—	—
消防職	高校卒	153,700 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（4年4月1日現在）

区分		経験年数 7年以上10年未満	経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	253,100 円	283,400 円	322,800 円	354,400 円
	高校卒	215,700 円	249,800 円	271,000 円	333,000 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
消防職	高校卒	215,350 円	252,489 円	299,756 円	343,889 円

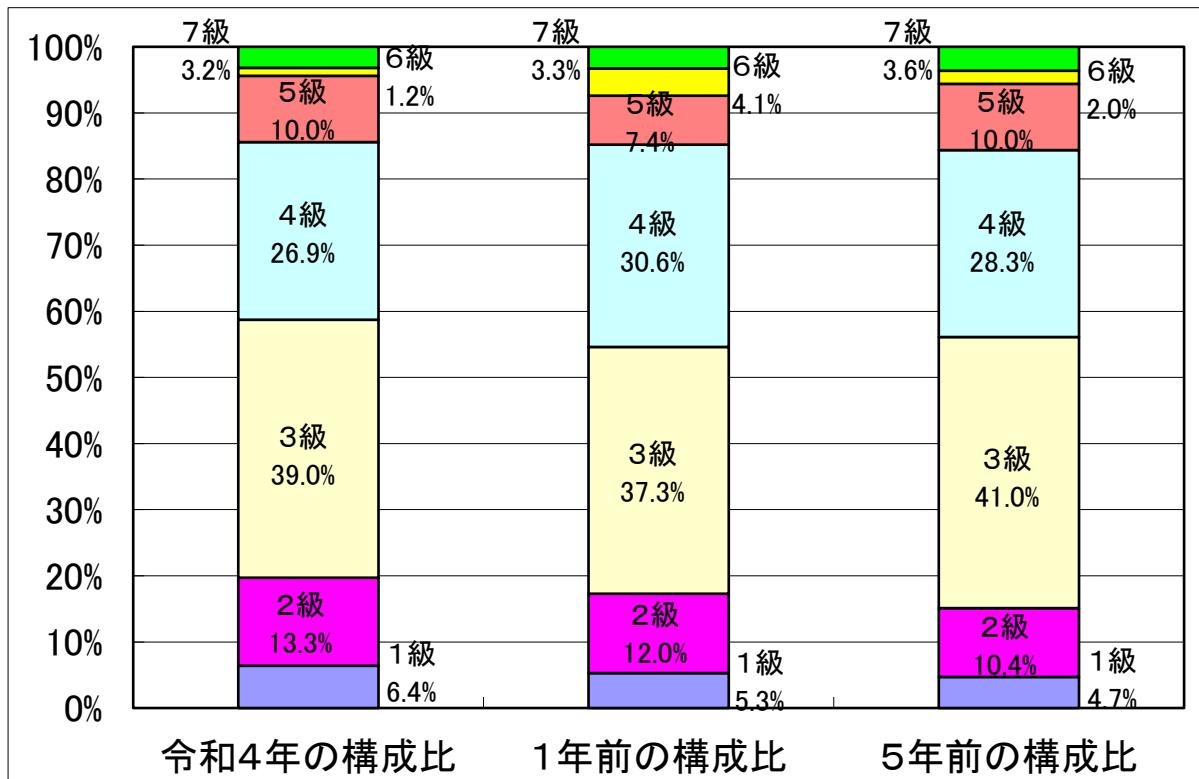
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号級の 給料月額
7級	部局長等の職務	人 8	% 3.2	円 370,700	円 454,400
6級	参事の職務(部局長等の職務を除く)	人 3	% 1.2	円 326,000	円 419,000
5級	課長等(参事の職務を除く。)、副参事の職務	人 25	% 10.0	円 295,700	円 401,400
4級	課長補佐、保育園の園長(副参事の職務を除く。)、主幹、技幹の職務	人 67	% 26.9	円 269,700	円 392,400
3級	係長(主幹、技幹の職務を除く。)、担当係長(主幹・技幹の職務を除く。)、主査、技査、企画主事、企画技師の職務	人 97	% 39.0	円 236,300	円 357,500
2級	主任主事、主任技師の職務	人 33	% 13.3	円 199,600	円 310,700
1級	主事、技師、主事補、技師補	人 16	% 6.4	円 149,100	円 252,900

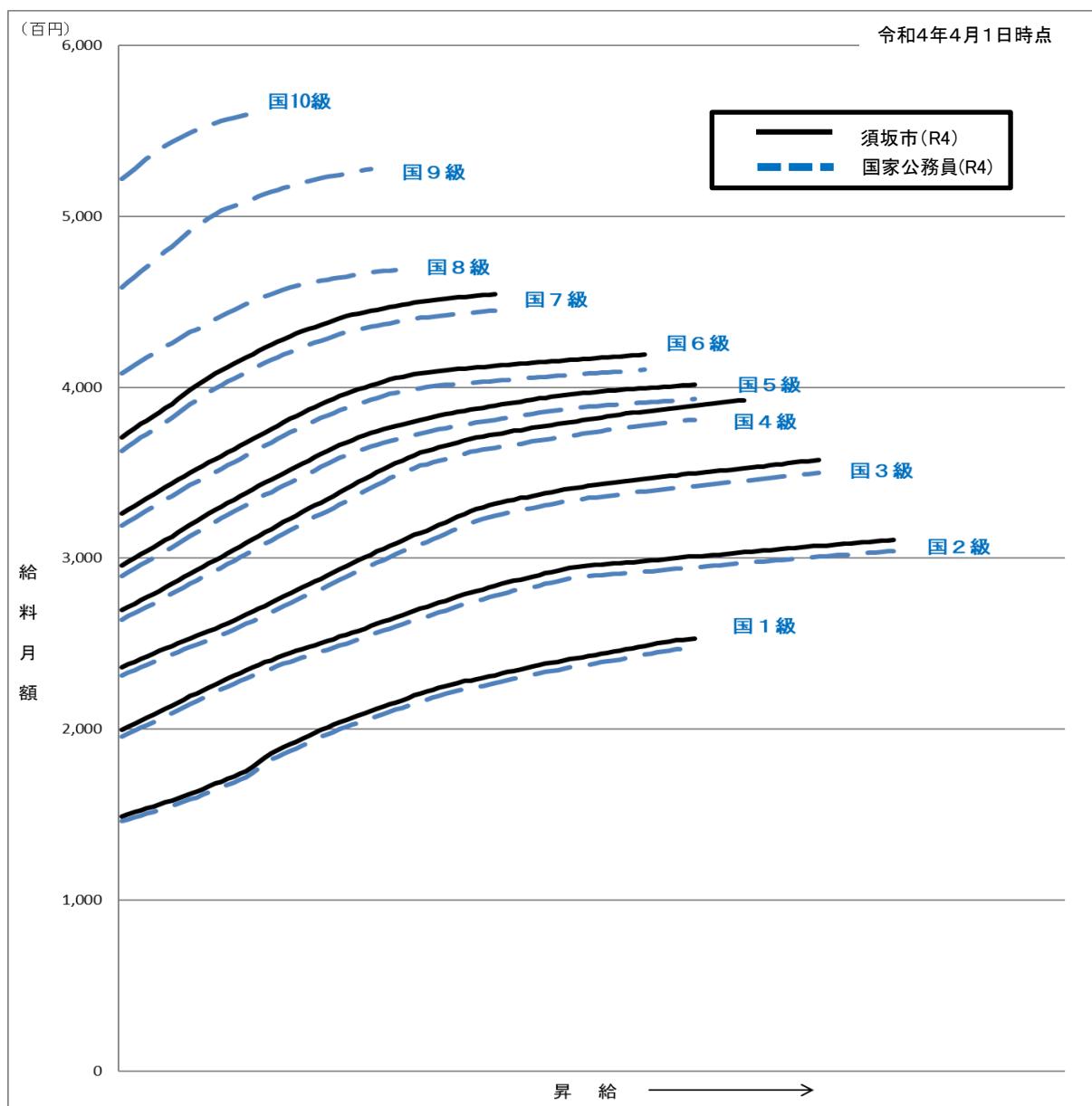
(注) 1 須坂市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更しています。 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合しました。)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価制度を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある部分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価制度を活用していない				
活用予定期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

須坂市	長野県	国
1人当たり平均支給額(3年度) 1,528 千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,644 千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(須坂市)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価制度を活用している	<input checked="" type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/>	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価制度を活用していない				
活用予定期				

(2) 退職手当 (4年4月1日現在)

須坂市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 割増率(2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 割増率(2%~45%)	
1人当たり平均支給額	2,150 千円	21,177 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

※須坂市では、地域手当の支給(制度)はありません。

(4) 特殊勤務手当 (4年4月1日現在)

支給実績(3年度決算)	3,723 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	45,397 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)	17.8 %			
手当の種類(手当数)	10			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	市税の滞納整理に従事した職員		71千円	1日300円
感染症防疫手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症(以下「感染症」という。)の防疫に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において感染症患者等の救護又は感染症の病原体の処理作業に従事したとき	108千円	1日400円 (新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例 1日4,000円)
行旅死・病人取扱い手当	行旅死亡人又は行旅病人の取扱いに従事した職員		0千円	行旅死亡 1回 3,500円 行旅病人 1回 1,000円
燃焼炉清掃点検作業手当	燃焼炉清掃点検作業に従事した職員		18千円	1回 1,500円
高所低所作業手当	工事又は事故等により高所又は低所で行われる作業(正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われるものを除く。)に従事した職員	高所(5メートル以上)又は低所(5メートル以上)の作業	0千円	日額 400円 (4時間未満 200円)
家賃等徴収手当	市長が別に定める滞納整理に従事した職員	市営住宅の家賃、保育料、国民年金保険料、同和地区住宅新築資金等貸付金、奨学金償還金、靈園管理料、ごみ処理手数料及びこれらに準ずるもの滞納整理	2千円	1日 300円

消防業務手当	消防の業務に従事した職員	1. 出勤作業手当		
		(1) 水火災のため出動し、消防業務(救急業務を除く)に従事した職員	3,232千円	出動1回 300円
		(2) 救急現場に出動し、救急業務に従事した職員		出動1回 300円 (救急救命士にあっては350円)
		2. 特殊作業手当		
		(1) 救急現場に出動し、救急業務に従事した職員で消防長が特に認める患者等を搬送した職員	110千円	出動1回 300円
		(2) 地面から5メートル以上高い又は低い足場の不安定な箇所において消防業務に従事した職員		出動1回 300円
		(3) 災害等の現場において遺体の収容作業に従事した職員		出動1回 1,000円
		3. 当直勤務手当		
		当直勤務に従事した職員	0千円	従事1回 600円
用地交渉手当	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に關し、現地において権利者との個別交渉に従事した職員		96千円	1日 300円
家畜伝染病防疫作業手当	伝染病菌を有する家畜若しくは、その疑いのある家畜に対する防疫作業並びに家畜に対する予防業務で補定作業に従事した職員		5千円	1日 400円
死亡獣等収集作業手当	犬、猫等の死体の収集作業に従事した職員		81千円	1回 300円

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (3 年 度 決 算)	138,545 千円
職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (3 年 度 決 算)	413 千円
支 給 実 績 (2 年 度 決 算)	104,580 千円
職 員 1 人 当 た り 平 均 支 給 年 額 (2 年 度 決 算)	336 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 ※16歳になる年度初めから 22歳になる年度末までの子に対する扶養手当は 5,000円を加算した額	同じ		51,002 千円	238,328 円
住居手当	家賃23,000円以下は家賃から 12,000円を控除した額 家賃23,000円以上は家賃から 23,000を控除した額×1/2+ 11,000円 (限度額27,000円)	同じ		20,750 千円	259,372 円
通勤手当	交通機関等利用者: 運賃等相当額 (1か月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるときは、 1か月当たり55,000円) 交通用具使用者: 片道 2km以上5km未満 2,200円 5km以上6km未満 4,200円 6km以上10km未満 越える距離1km毎に 200円を4,200円に加算 10km以上15km未満7,100円 15km以上20km未満10,000円 20km以上25km未満12,900円 25km以上30km未満15,800円 35km以上40km未満21,600円 40km以上45km未満24,400円 45km以上50km未満26,200円 50km以上55km未満28,000円 55km以上60km未満29,800円 60km以上 31,600円	異なる	国: 交通用具 使用者: 5km以上 10km未満 4,200円	14,675 千円	47,956 円

宿日直手当	須坂市臥竜公園管理事務所における当直の業務5,300円 上記以外 4,400円	同じ		- 千円	- 円
管理職特別勤務手当	部長等 8,000円(上限) 課長等 6,000円(〃) 現地機関の長等 4,000円(〃)	異なる	(国:管理職員特別勤務手当) 1種 12,000円 2種 10,000円 3種 8,500円 4種 7,000円 5種 6,000円	399 千円	- 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額 × 135／100	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの給与額 × 25／100	同じ		- 千円	- 円
管理職手当	部長等 66,200円 課長等 54,300～52,300円 現地機関の長等 41,400～38,100円			31,431 千円	571,467 円
寒冷地手当	11月から翌年の3月までの期間支給 扶養親族のある世帯主 月額17,800円 その他の世帯主 月額10,200円 その他の職員 月額 7,360円	同じ		26,377 千円	60,776 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する者に支給 公の施設又はこれに準ずる施設 日額3,970円 その他の施設 30日以内の期間 日額6,620円 30日を超える60日以内の期間 日額5,870円 60日を超える期間 日額5,140円	異なる	無	- 千円	- 円

5 特別職の報酬等の状況（4年4月1日現在）

区分		給料	月額	等
給 料	市長	861,900 円 (円)	(参考)類似団体における最高／最低額 1,000,000 円／ 560,000 円	
	副市長	713,400 円 (円)	802,000 円／	585,000 円
報 酬	議長	460,700 円 (円)	535,000 円／	347,900 円
	副議長	391,000 円 (円)	475,000 円／	285,100 円
	議員	358,700 円 (円)	432,000 円／	268,200 円
期末手当	市長	(3年度支給割合) 報酬月額 × 1.4 × 3.35 月分		
	副市長	(3年度支給割合) 報酬月額 × 1.4 × 3.35 月分		
退職手当	議長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 861,900 × 40.5/100 × 48 = 16,755,336 原則、最終退職時		
	副議長	713,400 × 28.3/100 × 48 = 9,690,826 原則、最終退職時		
備考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

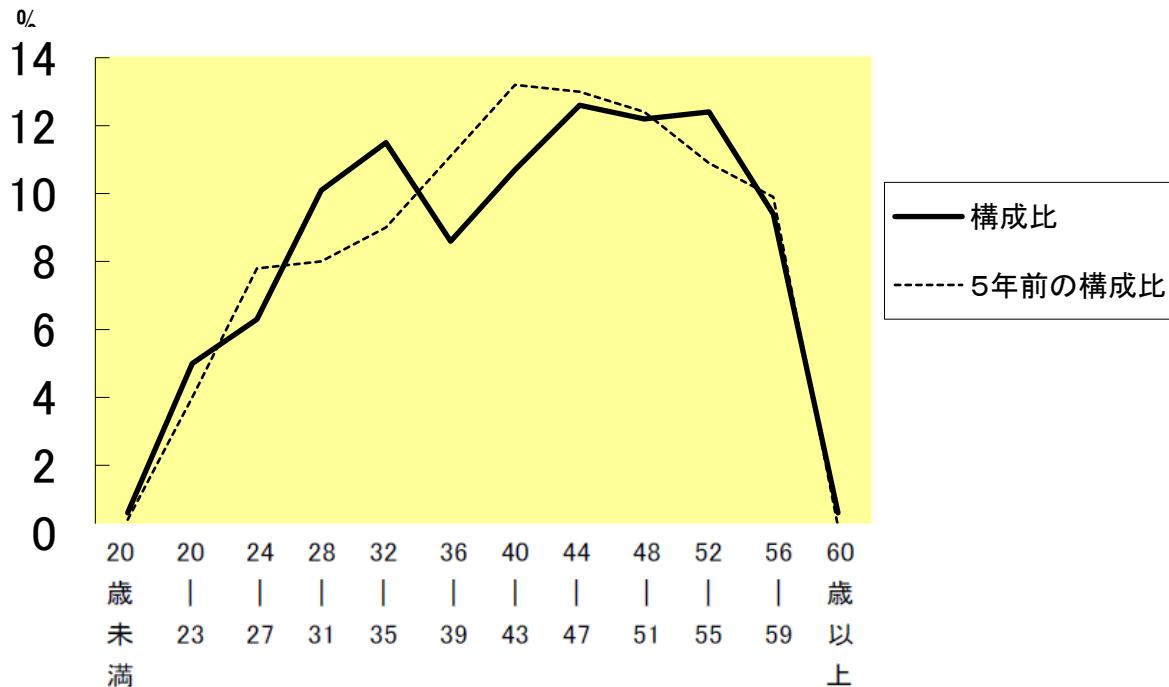
部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和4年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0
		総務	66	66	0
		税務	20	22	-2
		民生	101	100	1
		衛生	46	41	5
		労働	1	1	0
		農林水産	13	13	0
		商工	12	11	1
		土木	37	41	-4
	計		301	300	1
	<参考>				
	人口1万人当たり職員数			60.13	人
	(類似団体の人口1万人当たり職員数			67.14	人)
	教育部門	37	34	3	教育一般部門の新規施策による増、従来業務量の増
	消防部門	89	90	-1	退職者不補充
	<参考>				
	人口1万人当たり職員数			85.29	人
	(類似団体の人口1万人当たり職員数			87.30	人)
公営企業計等部門	水道	16	18	-2	退職者不補充(現業職)
	下水	5	5	0	
	その他	29	27	2	介護保険、福祉医療部門の従来業務量の増
	小 計		50	50	0
	<参考>				
合 計		477	474	3	人口1万人当たり職員数
[640]		[640]	[0]		95.28 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（4年4月1日現在）

(例)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
職員数	3	24	30	48	55	41	51	60	58	59	45	3	477

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部 門 別	29年	30年	元年	2年	3年	4年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	301	298	293	300	300	301	0 (0.0)
教育	38	38	36	34	34	37	△ 1 (△ 2.6%)
消防	89	89	89	88	90	89	0 (0.0)
普通会計計	428	425	418	422	424	427	△ 1 (△ 0.2%)
公営企業等会計計	48	49	51	49	50	50	2 (4.2)
総合計	476	474	469	471	474	477	1 (0.2)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に占める職員給与費比率
3年度	千円 925,742	千円 247,845	千円 122,366	% 13.2	% 15.3

(注) 資本勘定支弁職員にかかる給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村水道事業 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 18	千円 77,691	千円 20,277	千円 23,220	千円 121,188	千円 6,733	千円 6,028

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、4年3月31日現在の人数であり、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
須坂市	49.8歳	366,200円	571,420円
市町村水道事業平均	45.5歳	335,492円	501,390円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

須坂市水道事業	須坂市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(3年度) 1,792千円	1人当たり平均支給額(3年度) 1,528千円
(3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分	(3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 1.90 月分 (1.35)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (4年4月1日現在)

須坂市水道事業			須坂市		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 割増率(2%~20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例 割増率(2%~20%)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	2,150 千円	21,177 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

※地域手当の支給(制度)はありません。

エ 特殊勤務手当(4年4月1日現在)

支給実績(3年度決算)				692 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)				49,418 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(3年度)				60.9 %
手当の種類(手当数)				4
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険作業手当	工事及び事故等により高所(5メートル以上)、低所(5メートル以上)及び路上での弁操作等に従事した職員		444千円	日額 400円 (4時間未満 200円)
薬品取扱手当	苛性ソーダ等の危険物取扱い及び管理に従事した職員		239千円	日額 250円
用地・共同管交渉手当	用地の取得及び共同管解消のため現地において権利者との個別交渉に従事した職員		1千円	日額 300円
滞納整理手当	滞納整理に従事した職員		8千円	日額 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(3年度決算)	5,089 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	424 千円
支給実績(2年度決算)	2,099 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	110 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当・夜間勤務手当を含む。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	須坂市の制度との異同	須坂市の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 ※16歳になる年度初めから 22歳になる年度末までの子に対する扶養手当は 5,000円を加算した額	同じ		3,792 千円	474,040 円
住居手当	家賃23,000円以下は家賃から 12,000円を控除した額 家賃23,000円以上は家賃から 23,000を控除した額×1/2+ 11,000円 (限度額27,000円)	同じ		312 千円	155,851 円
通勤手当	交通機関等利用者: 運賃等相当額 (1か月当たりの運賃等相当額が 55,000円を超えるときは、 1か月当たり55,000円) 交通用具使用者: 片道 2km以上5km未満 2,200円 5km以上6km未満 4,200円 6km以上10km未満 越える距離1km毎に 200円を4,200円に加算 10km以上15km未満7,100円 15km以上20km未満10,000円 20km以上25km未満12,900円 25km以上30km未満15,800円 35km以上40km未満21,600円 40km以上45km未満24,400円 45km以上50km未満26,200円 50km以上55km未満28,000円 55km以上60km未満29,800円 60km以上 31,600円	異なる	国: 交通用具 使用者: 5km以上 10km未満 4,200円	669 千円	74,338 円
宿日直手当	須坂市臥竜公園管理事務所における当直の業務5,300円 上記以外 4,400円	同じ		0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	部長等 8,000円(上限) 課長等 6,000円(〃) 現地機関の長等 4,000円(〃)	同じ		- 千円	- 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額 ×135/100	同じ		- 千円	- 円
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの給与額 ×25/100	同じ		- 千円	- 円

管理職手当	部長等 66,200円 課長等 54,300～52,300円 現地機関の長等 41,400～38,100円			1,422 千円	711,000 円
寒冷地手当	11月から翌年の3月までの期間支給 扶養親族のある世帯主 月額17,800円 その他の世帯主 月額10,200円 その他の職員 月額 7,360円	同じ		1,625 千円	90,261 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する者に支給 公の施設又はこれに準ずる施設 日額3,970円 その他の施設 30日以内の期間 日額6,620円 30日を超える60日以内の期間 日額5,870円 60日を超える期間 日額5,140円	同じ		- 千円	- 円

等級及び職制上の段階ごとの職員数(2022年4月1日現在) - 須坂市 -

行政職給料表(一)適用

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師、主事補、技師補の職務	45	9.4	主事 技師 主事補 技師補 事務員 技術員 保育士 保健師 消防士 計	9 1 2 0 9 4 10 1 9 45	105	22.0	係員級
2級	主任主事、主任技師の職務	60	12.6	主任主事 主任技師 事務員 技術員 保育士 保健師 消防士 歯医師 管理栄養士 社会福祉士 計	24 2 9 4 10 5 5 0 0 1 60	185	38.8	係長級
3級	係長(主幹、技幹の職務を除く。)、担当係長(主幹、技幹の職務を除く。)、主査、技査、企画主事、企画技師の職務	185	38.8	係長 担当係長 主査 技査 企画主事 企画技師 園長補佐 保育士 保健師 管理栄養士 消防士 作業療法士 社会福祉士 主任介護支援専門員 主任徴税指導員 子ども家庭支援員 計	13 5 78 9 24 7 8 16 10 2 8 2 1 1 0 1 185	141	29.6	課長補佐級
4級	課長補佐、保育園の園長(副参事の職務を除く。)、主幹、技幹の職務	141	29.6	課長補佐 次長補佐 所長補佐 局長補佐 館長補佐 室長補佐 係長(主幹相当) 担当係長(主幹相当) 署長補佐 園長 所長 園長補佐(主幹相当) 分署長(副参事級を除く) 主幹 技幹 事務局長・次長等(派遣) 計	58 0 3 1 0 1 29 5 4 10 1 2 25 0 0 141	32	6.7	課長級
5級	課長等(参事の職務を除く。)、副参事の職務	32	6.7	課長(参事級除く) 室長 担当課長(参事級除く) 清掃センター所長 臥竜公園管理事務所長 学校給食センター所長 福祉事務所次長 議会事務局次長 消防次長 消防署長 分署長(副参事級) 園長(副参事級) 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 公平委員会事務局長 農業委員会事務局長 事務局長・次長等(派遣) 計	20 1 3 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 32	14	2.9	部長級
6級	参事の職務(部局長等の職務を除く。)	3	0.6	課長(参事級) 担当課長(参事級) 農業委員会事務局長 議会事務局次長 消防次長 計	3 0 0 0 0 3	14	2.9	部長級
7級	部局長等の職務	11	2.3	部長 水道局長 会計管理者 福祉事務所長 議会事務局長 教育次長 消防長 計	6 1 1 0 1 1 1 11			
合計		477	100.0					

※須坂市では消防職、福祉職、企業職、技能労務職も同給料表を適用のため、適用級を基準とし相当職名に分類し計上している。

※4級の内訳欄記載の補佐職は5級の内訳欄に記載の各長に対応する補佐職である。(例: 消防署長、消防署長補佐)

※主査未発令の保育士、保健師、消防士等にあっては、その基準職名(保育士、保健師、消防士等)で分類している。

※5級の内訳欄の兼務職は人數欄を「-」で記載している。